全労協fax情報 | NO.1675 | 2014年12月11日（木）
全労協事務局発行
TEL 03-5403-1650

特定秘密保護法の施行強行!

安倍政権の暴走を止める投票を!

「知らしむべからず！」警察国家にさせてはならない

12 月 10 日、安倍政権は労働者・市民、言論人、文化人、ジャーナリストがこぞって反対してきた特定秘密保護法の施行を強行した。この法律の施行によって防衛・外務・警察など、労働者市民が当然知っておくべき「情報」の多くが秘密とされ、「知らしたり、知ること」が厳重に処罰の対象となり、最高 10 年の懲役という厳罰が科せられることになる。かつての戦時中と同様に、「勝った」「勝った」とだまされ続け、突然「敗戦」を知るということになろうとしている。そして真実を知ったり、疑って調べると特高警察に連行される「知らしむべからず」の時代が再び訪れることになる。今後、「真実」は権力中枢によって恣意的にコントロールされる時代になろうとしている。そして、国家公務員は当然のこと官庁に出入りする民間人まで思想信条、プライバシーを調査され監視下に置かれるのである。

12 月 11 日には独立公文書管理監に元検察官で法務省の佐藤氏を起用して情報保全管理監室を発足させた。しかし、この法律の運用を監視する管理監は独立しているとはいえ、内閣府の下に設置され、事実上政府の意向にそって監視することになる。既に外務防衛関連で 6 万件の特定秘密が指定されたと云われており更に拡大していくのである。

12 月 6 日、日比谷野音に 1600 人以上が結集し銀座デモが行われた。参加者は特定秘密保護法の廃止を訴えた。安倍首相は戦争準備の動きを隠しながら、「この道しかない」と戦争への道に民衆を引きずり込もうとしている。特定秘密保護法の施行を強行し、選挙後には日米安保ガイドラインの見直し、集団的自衛権など安保関連法の策定と続くことになろう。戦争への道を許さず、今後も廃案へ向け闘いを強めていこう。

すべての仲間に投票を呼びかけ、
自民党にNO! 平和/福祉の党に！

東京新聞　2014年12月10日→

外務・防衛 6万件指定

秘密保護法が施行

「知る権利侵害」根強く

国民の「知る権利」を侵す恐れのある特定秘密保護法は十日午前零時に施行された。国家安全保障会議（日本版NSC）や外務、防衛両省、警察庁など十九の行政機関が、特定秘密の指定や秘密を扱う公務員や民間業者への適性評価を始める。安全保障政策を担う外務、防衛両省の秘密指定は計約六万件に上る見通し。

特定秘密は、国の安全などに関わる情報で、特に秘匿する必要があるとの理由で選別された現行の「特別管理秘密」（特管秘）を中心に最初は指定される。総数は昨年末時点で約四十七万件。特管秘以外や、新たに入手した安保関連情報なども特定秘密に追加され、際限なく増え続けていくことも懸念される。

これまで職務上知り得た秘密を漏らした場合、国家公務員法の守秘義務違反（最高懲役一年）などの対象だったが、特定秘密の漏えいは最高懲役十年の厳罰が科される。秘密を知ろうとした側に対する最高懲役五年の罰則も設けられた。

防衛省の指定対象は約四万五千件。自衛隊の作戦などに関する情報で「防衛秘密」として他の特管秘と区別され、法施行とともに特定秘密に移行したとみなされる。外務省は外国からの提供情報など約一万一千件を対象に、大部分を特定秘密にする方向で手続きを進める。特管秘全体では約九割が衛星情報という。

適性評価は、特管秘を扱う資格者（約六万人）や防衛産業の関係者を中心に、犯罪歴や精神疾患、借金、家族の国籍を調査する質問票の提出を求める方法で、一年後までに順次進める。

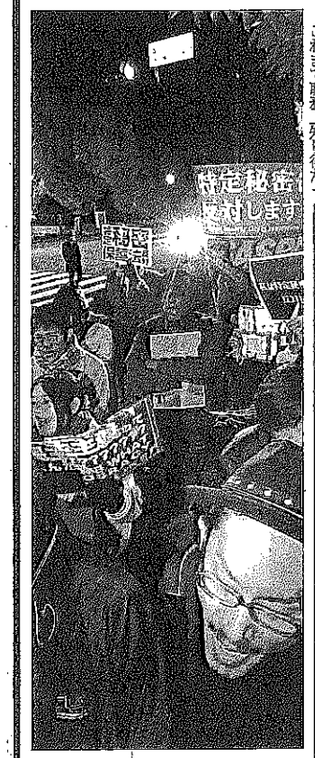

特定秘密保護法が施行され、首相官邸前で反対を訴える人たち＝10日午前0時、東京・永田町で（平野皓士朗撮影）

戦争の最初の犠牲者は真実

社会部長　瀬口　晴義

太平洋戦争の敗戦をはさんだ数日間、政府や軍施設などでは大量の書類を焼却する煙が立ち込めていた。連合国側の追及を恐れた組織的な証拠隠滅である。機密資料の大半が失われた結果、私たちは自らの手で戦争を総括する手掛かりを失った。官僚機構に情報公開の視点が抜け落ちていることを示す典型例だ。

政治家も大差はない。沖縄返還を実現した佐藤栄作元首相は「非核三原則」を評価されノーベル平和賞を受賞した。その裏にあったのは二クソン米大統領（当時）と交わした核持ち込みの密約だった。元首相は秘密に真実がのみ込まれる。そんな窮屈な社会の未来図を心底怖ぶる。

秘密保護法成立の七カ月後、政府は集団的自衛権の行使容認を閣議決定した。憲法九条を骨抜きにして米国とともに自衛隊が海外で戦う道筋がついた。戦時体制が進むほど、秘密保護法は政府の強力な武器になるだろう。安倍晋三首相は「報道が抑圧される例があったら（首相を）辞める」と強調しているが、派兵に至る米国との協議内容など国家の秘密を暴こうとすれば込まれ、指定は政府側が都合よく行うことも可能。そんな秘密の漏えいを防ぐため、厳罰で臨む。秘密を知ろうとした市民や記者も、最高懲役五年の罰則対象となる。特定秘密は永久に指定され続ける恐れがある。

政府によると、近年重大な情報漏えい事件は起きておらず、現状で罰則強化は必要ない。

「知る権利」を守るため、厳重に管理するのは防衛や外交の重要な情報に限定するべきなのに、範囲が広すぎる。歴史の検証を受けるため、一定期間を経れば、必ず公開されるような制度もない。

同法はあまりに問題点が多い。国民の不安の声を考えると、同法はやはり必要ないと言わざるを得ない。

（金杉貴雄）

秘密法施行関連

情報公開は足踏み ❷
集団的自衛権と連動 ❸
隠蔽体質懸念の声 ㊷㊸
NO訴える市民ら ㊵㊶
社説 ❺❻

特定秘密保護法の仕組み

広すぎる対象範囲

特定秘密保護法の成立から一年。安倍政権は運用基準を策定し、監視機関を設置したが、国民の「知る権利」を侵害する懸念はほとんど払拭されていない。にもかかわらず、予定通り運用が始まる。運用基準などで懸念が消えないのは法の根幹が変わっていないからだ。

特定秘密の対象は外交から警察関係まで幅広い。拡大解釈可能な表現が盛り

東京新聞
中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話03(6910)2211
銀座本店 六丁目並木通り
紙面について
電話 03-6910-2201（土日祝日除く 9:30～17:30）
FAX 03-3595-6935
東京新聞ホームページ
TOKYO Web
www.tokyo-np.co.jp
本紙記者がツイッターでつぶやいています
東京新聞政治部
東京新聞けいざいデスク
東京新聞写真部
東京新聞鉄道クラブ
東京新聞文化部
東京ちゅんた（生活部）
東京レター（外報部）
東京エンタメ（放送芸能部）